三　単体レバレッジ比率（第八項に規定する単体レバレッジ比率をいう。次条第一項において同じ。）を指標とする区分

自己資本の充実の状況に係る区分	命令	
レバレッジ非対象区分	単体レバレッジ比率が三パーセント以上である場合	
レバレッジ第一区分	単体レバレッジ比率が一・五パーセント以上三パーセント未満である場合	経営の健全性を確保するための合理的と認められる改善計画（原則として資本の増強に係る措置を含むものとする。）の提出の求め及びその実行の命令
レバレッジ第二区分	単体レバレッジ比率が〇・七五パーセント以上一・五パーセント未満である場合	次に掲げる自己資本の充実に資する措置に係る命令 イ　資本の増強に係る合理的と認められる計画の提出及びその実行 ロ　総資産の圧縮又は増加の抑制 ハ　取引の通常の条件に照らして不利益を被るものと認められる条件による農林債の発行又は預金若しくは定期積金の受入れの禁止又は抑制 ニ　一部の事務所における業務の縮小 ホ　一部の従たる事務所の廃止 ヘ　法第五十四条第一項から第三項までの規定により営む業務に付随する同条第四項各号に掲げる業務その他の業務又は同条第七項の規定により営む業務の縮小又は新規の取扱いの禁止 ト　その他農林水産大臣及び金融庁長官が必要と認める措置

［号を加える。］